

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3307号)

令和8年1月28日

横 情 審 答 申 第 3307 号  
令 和 8 年 1 月 28 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年8月9日中生支第1832号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「ケース記録（令和3年7月から令和6年6月まで）」の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「ケース記録（令和3年7月から令和6年6月まで）」の保有個人情報をお開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年7月3日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）のお開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関のお開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号及び第7号柱書に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 個人の氏名である医療機関の担当者及び民生委員の氏名並びに民生委員の電話番号については、開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、法第78条第1項第2号に該当し、不開示とした。
- (2) 医療機関から得られた情報は、開示することを前提とせずに収集された情報であるから、開示することにより医療機関が要保護者に関する率直な意見の提供を控えるおそれがあり、また、その他関係機関から協力が得られなくなるおそれがある。実施機関による適正な指導・支援が困難になるなど、生活保護事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号柱書に該当し、不開示とした。

生活保護担当職員の所見、協議結果、訪問格付及びその根拠については、審査請求人に対する評価、診断、判定、指導等に関する個人情報であり、これらの情報を開示すると審査請求人の認識と異なっていた場合、審査請求人との信頼関係が損なわれ、今後の適正な指導・支援が困難になるなど、生活保護事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、法第78条第1項第7号柱書に該当し、不開示とした。

- (3) なお、審査請求人は「水際作戦に関わる資料が存在するのに開示しないのは不当」と主張しているが、令和3年7月以降のケース記録はすべて特定しており、ほかに本件開示請求に係る文書は作成しておらず、保有していない。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 生活保護受給開始前後に審査請求人とやり取りした、審査請求人が被害を受けた水際作戦に関する資料が存在するのに開示しないのは不當である。
- (3) 審査請求人自身の令和6年度加算チェックシート令和6年4月版の裏面、留意事項の黒塗り部分を開示してほしい。
- (4) 水際作戦に関する資料について、作成しておらず保有していないという弁明は虚偽であり、重大な違法行為である。違法行為を行った理由、再発防止策、違法行為を行った職員の処分について説明を求める。
- (5) ケース記録の内容に事実と異なるところがあり、改ざんが行われている。実施機関の説明には信ぴょう性がない。虚偽公文書作成罪にあたる重大な違法行為である。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 生活保護に係る事務について

実施機関では、生活保護に係る申請又は通報があると、福祉保健センター長が、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。

生活保護の決定後は、最低限度の生活を保障するとともに、被保護者の自立の助長を図るため、被保護者の世帯の状況や環境を把握し、必要に応じた支援を行う。

福祉保健センター長は、生活保護の申請者又はその世帯ごとに必要書類を整えて、生活保護ケースファイルを作成している。

##### (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、中区福祉保健センター生活支援課において作成した令和3年7月以降の審査請求人に係るケース記録である。生活保護開始後における中区福祉保健センター内での面接記録、訪問記録、保護の決定・変更に関する記録、医療機関等の関係機関への調査・回答のほか、担当ケースワーカーの所見、主治医の所見、被保護者・世帯に対する援助方針等生活保護事務に必要な事項が時系列で記録されている。

また、ケース記録には時系列で記録した「ケース記録票」のほかに、生活保護基準改定について内容を記載した「基準改定シート」、被保護者・世帯が保有してい

る資産の状況や活用可能な他法他施策についての内容を記載した「資産台帳」及び「他法台帳」も含まれている。

当審査会では本件保有個人情報を見分し、実施機関に確認したことも踏まえて以下検討する。

(3) 法第78条第1項第2号の該当性について

ア 本号では、「開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」について、不開示情報と規定している。

ただし、本号ただし書では、「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ハ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、不開示情報から除くことを規定している。

イ 本件保有個人情報のうち、医療機関の担当者及び審査請求人の居住地区を担当する民生委員の氏名並びに民生委員の電話番号については、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、開示請求当時、本人の了承なく第三者に教えることはしていなかったことから、本号本文に該当し、ただし書イからハまでに該当しない。

(4) 法第78条第1項第7号柱書の該当性について

ア 本号柱書では、「・・・地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を開示すべき情報から除くことを規定している。

イ 本件保有個人情報のうち医療機関から得られた情報は、開示を前提とせずに収集された情報であり、医療機関としては、それが審査請求人に開示されると想定していないので、開示した場合には、医療機関が要保護者に関する率直な意見の提供を控えるおそれがあり、また、今後情報提供などの協力が得られなくなるおそれもある。そのため、生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあ

ると認められることから、本号柱書に該当する。

ウ 本件保有個人情報のうち、生活保護担当職員の所見、協議結果、訪問格付及びその根拠については、審査請求人に対する率直な評価、判定、根拠等を記載したものと認められる。審査請求人が指摘する加算チェックシートの裏面（改定シート）の留意事項欄の不開示部分も生活保護担当職員の所見と根拠を記載したものである。これらの情報を開示すると、審査請求人の認識と異なっていた場合、実施機関の職員に対して不信感や不満を抱かれるなどして審査請求人との信頼関係を維持することが難しくなり、今後の適正な指導・援助が困難になるなど、審査請求人に係る生活保護事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められることから、本号柱書に該当する。

(5) 本件保有個人情報の特定について

審査請求人は、水際作戦に関する資料について作成しておらず保有していないという実施機関の弁明は虚偽であり、水際作戦に関する資料が存在するのに開示しないのは不当であるとして、その開示を請求している。

しかし、審査請求人は本件開示請求書において「令和3年7月以降ケース記録の開示」を求めており、これを受け実施機関は本件保有個人情報を開示し、ほかに対象文書を保有していないと説明するが、開示請求書の記載どおりケース記録を特定している以上、当審査会においても本件保有個人情報の特定に欠けるところはないものと判断する。なお、審査請求人の水際作戦に関する発言についてはケース記録に載っており、開示されている。

(6) 審査請求人のその他の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 松村雅生、委員 大川千寿、委員 戸部真澄

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 8 月 9 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 10 月 10 日	・審査請求人から主張書面を受理
令 和 7 年 2 月 21 日	・審査請求人から主張書面（訂正）を受理
令 和 7 年 11 月 10 日	・審査請求人から主張書面（再訂正）を受理
令 和 7 年 10 月 22 日 (第402回第一部会)	・審議
令 和 7 年 11 月 21 日 (第403回第一部会)	・審議
令 和 7 年 12 月 24 日 (第404回第一部会)	・審議